



和光市

ひとり親家庭のしおり



©和光市

和光市役所 子どもあんしん部 ネウボラ課
〒351-0192 和光市広沢1-5
電話 048-424-9140 (手当医療担当)
E-mail: d0600@city.wako.lg.jp

R8.6月版

もくじ

児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
ひとり親家庭等医療費助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・	3
資格を取得する（ひとり親家庭自立支援事業）・・・・・・・・	5
• 自立支援教育訓練給付金事業	
• 高等職業訓練促進給付金等事業	
• ハローワークに申込みの就労支援事業	
• リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業	
• 埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	
仕事を探す・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
• 和光市ふるさとハローワーク	
• 和光市役所（職員課）	
• 公共職業安定所（ハローワーク朝霞）	
• 和光市くらし・仕事相談センター「すてっぴ」	
「すたんど・あっぴ」	
• ハローワークマザーズコーナー	
• 埼玉県社会福祉協議会福祉人材センター	
• 埼玉県女性キャリアセンター	
学費の援助制度いろいろ・・・・・・・・・・・・・・・・	10
• 母子・父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	
• 就学援助制度	
• 入学準備金融貸付制度	
• 高校生の学費負担の支援	
• 高等教育の修学支援新制度	
• 日本学生支援機構奨学金制度（JASSO）	
• 国の教育ローン（日本政策金融公庫）	
• 大学の奨学金	
経済的な助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・	13
• JR 通勤定期乗車券の割引制度	
• 県営住宅抽選時の優遇制度	
• 国民年金の保険料免除制度	
• 遺族年金	

- ・税法上の優遇制度
- ・ニュー福祉定期預金
- ・少額貯蓄非課税制度

ひとり親のための施設など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

- ・埼玉県西部母子福祉センター
- ・(公財)埼玉県ひとり親福祉連合会
- ・With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)
- ・母子生活支援施設

相談機関・関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

- ・法テラス埼玉
- ・埼玉弁護士会川越支部法律相談センター
- ・養育費・親子交流相談支援センター
- ・埼玉県親子交流支援
- ・さいたま家庭裁判所
- ・公証役場
- ・朝霞児童相談所

和光市役所各課でのご相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16



児童扶養手当



児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進を通じて、児童の健全育成を図るための制度です。手当は申請が受理された日の翌月から支給対象となります。

1 手当を受けることができる人は・・・

次のいずれかに該当する子どもを育てている父、母、養育者に支給されます。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童（離婚、事実婚の解消など）
- (2) 父又母が死亡、又は生死不明である児童
- (3) 父又は母が一定の障がい（「父の障がいの基準」に該当）がある児童
- (4) 父又は母が法律により1年以上拘禁されている児童
- (5) 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- (6) 母が婚姻によらない（未婚）で生まれた児童
- (7) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (8) 遺児など父母が明らかでない児童

2 手当を受けることができない人は・・・

- (1) 申請者や児童が日本国内に住所を有しないとき
- (2) 児童が児童福祉施設、少年院（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき
- (3) 婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の状態（内縁関係など）のとき

3 手当の対象となる子どもは・・・

18歳になった年の年度末（3月31日）まで。

ただし、一定の障がいの状態にある児童は20歳の誕生日の前日までです。

4 所得制限額とは・・・

資格のある人は、所得のあるなしにかかわらず申請できます。

ただし、申請者や配偶者・扶養義務者（同居の親族）の所得制限額を超える場合は、手当の支給が一部支給又は停止になります。

（ ）内は収入額の目安

扶養 人数	受給者本人の所得		配偶者・扶養義務者等の 所得制限額
	全部支給制限額	一部支給制限額	
0	690,000 円 (1,420,000 円)	2,080,000 円 (3,343,000 円)	2,360,000 円 (3,725,000 円)
1	1,070,000 円 (1,900,000 円)	2,460,000 円 (3,850,000 円)	2,740,000 円 (4,200,000 円)
2	1,450,000 円 (2,443,000 円)	2,840,000 円 (4,325,000 円)	3,120,000 円 (4,675,000 円)
3	1,830,000 円 (2,986,000 円)	3,220,000 円 (4,800,000 円)	3,500,000 円 (5,150,000 円)
4	2,210,000 円 (3,529,000 円)	3,600,000 円 (5,275,000 円)	3,880,000 円 (5,625,000 円)

- * 「児童扶養手当における所得額」は、収入から必要経費の控除を行い、養育費の8割相当額を加算した額です。
- * 所得制限額は、扶養人数等に応じて額がかわります。
- * 扶養義務者の範囲は、一緒に暮らしていて、生計が同一である直系血族（両親・祖父母・子など）及び兄弟姉妹です。
- * 所得の審査は、前年分所得（認定請求提出が1～9月の場合は、前々年）が対象となります。

5 手当の月額・・・

手当は1年に6回、5月（3～4月分）、7月（5～6月分）、9月（7～8月分）、11月（9～10月分）、1月（11～12月分）、3月（1～2月分）に2か月分が支払われます。

支払予定日は11日で、11日が土日祝日にあたる場合は、その前日に支払われます。

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人	48,050円	48,040円～11,340円
2人以上	11,350円を加算	11,340円～5,680円

* 一部支給の手当額は次の計算式によって計算されます。

* 一部支給の計算式

◆ 第1子 $48,050円 - \{(受給者の所得 - 全部支給制限額) \times 0.0264029 + 10円\}$

◆ 第2子以降 $11,340円 - \{(受給者の所得 - 全部支給制限額) \times 0.0040719 + 10円\}$
 ※ { } 内は10円未満四捨五入

6 申請に必要な書類（新規請求）は・・・

- (1) 普通預金の通帳等（申請者名義のもの）
- (2) 申請者・児童の健康保険の資格情報がわかるもの（従来の健康保険証、資格確認書等）
→ひとり親家庭等医療費助成制度の手続きに使用
- (3) その他
※受給条件によって別途書類（戸籍謄本や各種申立書等）が必要ですので、お問い合わせください。

7 現況届とは・・・

児童扶養手当を引き続き受給できるかどうか確認するために、毎年8月に現況届の提出が必要です。この手続きにおいて、その年の11月から翌年10月分までの手当額が決まります。対象者には7月下旬に通知をしますので、必ず内容をご確認ください。提出が遅れると手当の支給が遅れたり、手当の支給が停止されます。

★問い合わせ★

ネウボラ課 手当医療担当 048-424-9140



ひとり親家庭等医療費助成制度



年齢が満 18 歳に達した年度の 3 月 31 日（障害のある場合は満 20 歳未満）までの児童を養育しているひとり親家庭の方が、医療保険制度で医療機関を受診した場合に、支払った医療費の一部を申請に基づき助成します。（児童扶養手当に準じた所得制限があります。）

※ 手続きには健康保険の資格情報がわかるものが必要です。

【受給の方法】

1. 埼玉県内の医科・歯科・薬局で受診したとき（通院のみ）

ひとり親家庭等医療費受給者証 と 資格確認書など を提示します。



窓口での支払いは **不要** です。（ただし、保険診療分に限りませう。）

- 受給資格証の提示は、毎回必ず行ってください。
- 受給資格証の提示をしないで受診した場合は、窓口での支払いが必要となります。
- 保険診療分が一つの医療機関（総合病院の場合は診療科目別）で 1 か月 21,000 円以上かかった場合は、窓口での支払いが必要となります。（月の途中で 21,000 円以上になった場合は、月の初めからの支払いが必要になります。）
- 夜間診療など通常の診療時間外に受診するときは、窓口での支払いが必要となる場合があります。
- **<R6.9 月診療分まで>**市県民税課税世帯の方(高校生以上)は、対象者ごと、医療機関ごとに、医療機関の窓口で 1,000 円/月までの支払いが必要です。（薬局は除く。）

2. 上記以外で受診したとき

- 受給資格証の提示を忘れたとき
- 1 か月に 1 つの医療機関で 21,000 円以上かかったとき
- 協定していない柔道整復（整骨・接骨）・鍼灸にかかるとき
- 埼玉県外等受給資格証を使えない医療機関を受診したとき



窓口での支払いが **必要** です。

受診者氏名・診療年月・保険診療点数（または総診療費）・医療機関名

の項目が記載された領収書を申請書に添付 → 診療月の翌月以降、市役所又は各出張所へ提出してください

〈提出の方法〉

- 領収書は、**受診者、医療機関、診療月、入院、通院** ごとに分けて申請書に添付してください。
- 受付窓口は、市役所ネウボラ課の他に駅前出張所・牛房出張所・白子吹上出張所・坂下出張所でもお預かりしています。また、郵送での受け付けもいたします。
- 提出期限は、医療機関でのお支払い日の翌日から 5 年以内です。
- **<R6.9 月診療分まで>**市県民税課税世帯の方(高校生以上)は、対象者ごと、医療機関ごとに、通院 1,000 円/月、入院 1,200 円/日を差し引いた金額を支給します。（薬局は除く）

ひとり親家庭等医療費助成対象外の例

- ① 診断書などの文書料
- ② 自費で行った健診・予防接種
- ③ 薬の容器代など医療材料代
- ④ 病院等で支払う特定療養費
- ⑤ 入院時食事療養標準負担額
- ⑥ 第三者行為による傷病（交通事故など）
- ⑦ 他の法令に基づいて給付されるもの
（日本スポーツ振興センター法、学校保健安全法など）



入院等の高額療養費医療について

・助成対象となる金額のうち、多額の医療費を支払ったときは、一定の額を超えた金額が高額療養費として、健康保険組合等を通じて支払われます。高額療養費の該当となる医療費の申請の場合、健康保険組合等からの支給明細書が必要になります。

・同じ世帯の医療費を合算することによって高額療養費に該当する場合があります。この場合は受付時や電話等で状況の確認をさせていただくことがありますので、ご協力ください。

【現況届について】

受給者の人は、1年に一度、現況届（更新手続き）の提出が必要になります。

（※ 該当者には毎年、11月中に通知します。）

なお、児童扶養手当を受給されている人は、児童扶養手当の現況届をもってひとり親家庭等医療費助成制度の現況届を省略することができます。

【各種届出について】

以下の場合には手続きが必要です。（各種様式は市のホームページからもダウンロードできます。）

- 登録内容に変更が生じたとき(健康保険・住所・氏名・振込口座等)
→ 「ひとり親家庭等医療費助成登録内容等変更届」
- 受給資格証を破損・紛失したとき
→ 「ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書」
- 婚姻(事実婚含む)されたとき・他制度の適用を受けたとき・転出するとき
→ 「ひとり親家庭等医療費助成登録内容等変更(喪失)届」と受給資格証の返却
- 外国人の方で在留期間が延びたとき
→ 「ひとり親家庭等医療費助成登録内容等変更(喪失)届」



★問い合わせ★

ネウボラ課 手当医療担当 048-424-9140



資格を取得する (ひとり親家庭自立支援事業)



◇ 自立支援教育訓練給付金事業 ◇

ひとり親家庭の母又は父が、就労に必要な技術や資格を取得するために、あらかじめ指定された講座を受講した場合、講座の受講にかかった経費の一部を支給します。

※ 受講開始前に、事前相談と対象講座の指定がない場合、対象になりません。

■ 対象者

市内在住の20歳未満の子を養育するひとり親家庭の母又は父で、以下の要件に該当する方

- 教育訓練講座を受けることが適職に就くために必要であると認められること
- 過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと

■ 事前相談（要予約）

就業経験、保有資格、希望職種、職業生活の展望等をお聞きし、対象講座を受講することにより効果的に自立が図られると認められるかなどの審査を行います。

■ 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 等

※ 『厚生労働大臣指定教育訓練講座』をご覧ください。

一覧表はお近くのハローワーク、また、厚生労働省のホームページでご覧になれます。

対象講座一覧URL：<http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



教育訓練給付 講座検索

検索



■ 対象となる費用

入学金、登録料、受講費、教科書代、教材費など

■ 対象とならない費用

検定試験の受験料、任意で購入する補助教材費

補講費、対象講座以外の各種行事参加に係る費用

学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用など

交通費

■ 支給額

受講修了後に本人が支払った費用の6割相当額を支給

- 一般教育訓練講座及び特定一般教育訓練講座は、上限 20 万円
- 専門実践教育訓練講座の上限は、修学年数×40 万円（上限 160 万円）

※ 受講料の6割相当額が1万2千円を超えない場合は支給されません。

※ 雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある方は、雇用保険で受給できる額を差し引いて支給します。

■ その他

受講される前に、必ず事前相談をお願いします。高等職業訓練促進資金貸付制度（入学準備金）を利用される場合は、こちらの給付金のご利用できません。

◇ 高等職業訓練促進給付金事業 ◇

ひとり親家庭の母又は父が、経済的な自立に効果的な資格取得のために就労に必要な技術や資格を取得するために、6か月以上の養成機関で修業する場合に、修業期間中（上限4年）の生活費を援助する「訓練促進給付金」を支給します。

また修業を修了した方には「修了給付金」を支給します。

※ 受講開始前に、**事前相談**と**対象資格・受給要件**の審査があります。

■ 対象者

市内在住の20歳未満の子を養育するひとり親家庭の母又は父で、次の要件を全て満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準にある方（※）
- ② 当該対象資格の取得が見込まれる方
- ③ 過去に訓練促進給付金・修了支援給付金の支給を受けたことがない方
- ④ 仕事と学業 又は 育児と学業の両立が困難な方

※所得基準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き利用対象となる場合があります。

■ 事前相談（要予約）

申請者の資格取得の動機や、取得後の進路、生活状況などもお聞きし、給付金の支給の必要性や受講内容などの確認を行います。検討されている方は、入学（受講）予定の2～3か月前を目安に事前相談を行ってください。

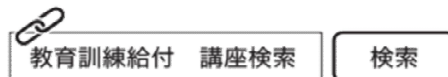
■ 対象となる資格

- ① 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格
- ② 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講して取得する資格（情報関係の資格に限る）

※ 『厚生労働大臣指定教育訓練講座』をご覧ください。

一覧表はお近くのハローワーク、また、厚生労働省のホームページでご覧になれます。

対象講座一覧URL：<http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



■ 支給額

給付金名	訓練促進給付金 (月額)	訓練促進給付金 最終学年(月額)	修了支援給付金 (修業修了後)
課税・非課税			
市県民税課税世帯	70,500円	110,500円	25,000円
市県民税非課税世帯	100,000円	140,000円	50,000円

■ 他の給付金との併給

修業予定の講座が自立支援教育訓練給付金の指定講座に該当する場合、高等職業訓練給付金との併給ができます。ただし、自立支援教育訓練給付金と埼玉県社会福祉協議会の「高等職業訓練促進資金」の入学準備金の貸付は、併給できません。

■ その他の注意事項

入学（受講）予定の2～3か月前を目安に、必ず事前相談をお願いします。

◇ハローワークに申込の就労支援事業◇

	公共職業訓練	求職者支援訓練	教育訓練給付金	リ・スキリング等 教育訓練支援
対象	ハローワークの求職者かつ 主に雇用保険受給者		在職者又は原則、離職後1年以内の方で、雇用保険 の非保険者期間3年以上の方	雇用保険を受給できない方で、過去に通 算して3年以上就業したことがある方
期間	概ね3か月～2年	2か月～6月	概ね1か月～4年	1か月～2年
受講費	無料（テキスト代等除く）		<p>■専門実践教育訓練給付（中長期キャリア形成）：受講費用の50%を支給（上限40万円/年） ※修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の20%（上限16万円/年）を追加支給 ※訓練修了後の賃金が受講開始前と比較して5%上昇した場合、受講費用の10%（上限8万円/年）を追加支給</p> <p>■特定一般教育訓練給付（早期再就職・キャリア形成）：受講費用の40%を支給（上限20万円/年） ※修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の10%（上限5万円/年）を追加支給 ※訓練修了後の賃金が受講開始前と比較して5%上昇した場合、受講費用の10%（上限8万円/年）を追加支給</p> <p>■一般教育訓練給付（上記以外）：受講費用の20%を支給（上限10万円）</p>	教育訓練費用（教育関連資金（教科書・学用品等）を含む。）として上限120万円/年の融資を最大2年間実施
生活費	<p>■基本手当+通所手当+寄宿手当 ■基本手当日額は年齢や離職時賃金によって異なる</p> <p>■本人収入が月収8万円以下等、一定の要件を満たす場合、職業訓練受講給付金（月10万円）+通所手当+寄宿手当 ■総支給額最大2年240万円+通所手当+寄宿手当</p>		<p>■教育訓練支給給付金（中長期的キャリア形成）：雇用保険の基本手当日額の60%を支給 ※専門実践教育訓練（通信制・夜間制を除く）を受講し、修了する見込みのある45歳未満の離職者に限る ※令和8年度末までの暫定措置</p>	生活費用として年間120万円（10万円×12か月）の融資を最大2年間実施
訓練内容例	<p>■ものづくり分野（金属加工科、住環境計画科等） ■事務系、介護系、情報系等</p>	<p>■Word・Excel等の基礎 ■介護系（介護福祉サービス科等） ■情報系（ソフトウェアプログラマー養成科等）</p>	<p>■趣味的・教養的または入門的・基礎的な水準のもの等以外で、厚生労働大臣が指定する教育訓練</p>	<p>■学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校が行う教育訓練 ■教育訓練給付金の指定教育訓練実施者が行う教育訓練 ■求職者支援訓練又は公共職業訓練</p>

◇ リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業 ◇ 転職をご検討の方対象

★興味のある方は <https://careerup.reskilling.go.jp> で検索

経済産業省（転職希望者対象）



- ・在職者が自らのキャリアについて民間の専門家に相談できる「キャリア相談対応」
- ・それを踏まえてリスキング講座を受講できる「リスキング提供」
- ・それらを踏まえた「転職支援」までを一体的に実施する体制を整備した事業です。

※ 対象のリスキング講座を受講すると受講費用の補助があります。

◇ 埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ◇

この貸付は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的としています。

養成機関の修了と同時に資格取得し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、埼玉県内で取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合、返還の債務が全額免除されます。

■ 対象者

- ・ 高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けている方
- ・ 同種の資金を借り受けていない方及び同種の給付金を受けていない方

■ 貸付金の種類・貸付額と用途

- ・ 入学準備金（50万円以内） → 入学金、教材費等の納付金、学用品 など
- ・ 就職準備金（20万円以内） → 転居費用、被服費、移動用自転車 など

■ 利子

- ・ 連帯保証人を立てる場合 → 無利子
- ・ 連帯保証人を立てない場合 → 返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後は年1.0%になります。

* 和光市が窓口となり、申請書類をお受けします。

その後、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会福祉人材センターに送付し、審査を受けます。

MEMO





仕事を探す



※一般の方も利用している就労支援施設です。

◆和光市ふるさとハローワーク（和光市役所6階）

ハローワーク朝霞と市が共同運営で開設された施設で就労のための相談などを行っています。専任の支援員が希望される仕事に必要な技術・知識についてのアドバイス、職業訓練などのご案内、履歴書・職務経歴書の作成等のサポートをしてくれます。

★問い合わせ★ 和光市ふるさとハローワーク ☎048-464-8609

◆和光市役所（和光市役所3階 職員課厚生研修担当）

会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）の登録を随時募集しています。フルタイム又はパートタイムの勤務があり、職員の欠員募集や業務の補助等、必要に応じて登録者の中から選考・任用をおこなっています。

★問い合わせ★ 和光市役所職員課 ☎048-424-9098

◆公共職業安定所（ハローワーク朝霞）

就労のための相談や職業紹介・職業訓練の紹介などをおこなっています。

★問い合わせ★ 朝霞市本町 1-1-37 ☎048-463-2233

◆和光市くらし・仕事相談センター「すてっぴ」「すたんど・あっぴ和光」

和光市から委託を受けたNPO 法人ワーカーズコープと和光市社会福祉協議会が就労支援や家計相談支援を行っています。

★問い合わせ★

「すてっぴ」 和光市本町 20-25 パルテール和光 101 ☎048-423-5600

「すたんど・あっぴ」和光市南 1-23-1 和光市総合福祉会館2階 ☎048-452-7608

◆ハローワークマザーズコーナー

子育て中のお母さんの就職を支援するため、仕事と子育てが両立しやすい求人情報の提供や就労の支援を行っています。お子さんと一緒に利用できるようキッズコーナーなどを設け、相談しやすい環境が整備されています。

★問い合わせ★ さいたま市大宮区桜木町1-9-4 エクセレント大宮ビル4階
☎048-856-9500

◆埼玉県社会福祉協議会福祉人材センター

福祉関係の職業紹介や福祉の仕事体験研修などをおこなっています。

★問い合わせ★ さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-6 5彩の国すこやかプラザ1階
☎048-833-8033

◆埼玉県女性キャリアセンター

働きたい女性を応援するために、就職支援セミナーやお仕事相談、就職情報の提供などを行っています。予約制です。

★問い合わせ★ さいたま市中央区新都心2-2 ☎048-601-5810



学費の援助制度いろいろ



◆母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（県の制度）

ひとり親家庭のお子さんが高等学校・専門学校・大学・短大などに進学する際の入学支度金と授業料（修学資金）の貸付が可能です。（所得制限あり）詳しくは別紙案内でご確認ください。

※ 貸付制度をご希望の方は、埼玉県西部福祉事務所にお問い合わせください。申請ができる方には、市から申請書類をお渡ししますので、お早めにご相談ください。（申請から資金交付まで1～2か月程度かかります。）

※ 他の奨学金制度と併用する場合、奨学金制度が優先となり、母子の貸付制度で利用できる金額は必要な学費から奨学金を引いた金額となります。

※ その他の貸付資金の種類（別紙案内参照）

技能習得資金、修業資金、就職支度資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、事業開始資金、事業継続資金、結婚資金があります。

*和光市が窓口となり、申請書類をお受けします。
その後、埼玉県西部福祉事務所へ送付し、審査を受けます。

★問い合わせ★ 埼玉県西部福祉事務所 ☎049-283-6780

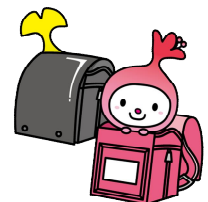
◆就学援助制度（市の制度）

一定の所得以下の世帯で、経済的理由により、児童を小・中学校へ就学させるのが困難な保護者に対し、在学中にかかる学用品費の一部や、修学旅行費、給食費などを援助します。 ★問い合わせ★ 学校教育課 学務担当 ☎048-424-9148 又は 各学校へ

◆入学準備金融資制度（市の制度）

高等学校や大学等の入学準備金の調達が困難な方に融資を行い利子分を補給する制度です。

★問い合わせ★ 学校教育課 学務担当 ☎048-424-9148 又は 各学校へ



◆高校生の学費負担の支援（国・県の制度）

高等学校等にかかる教育費とそれぞれの修学支援制度（令和7年9月現在）

※いずれの支援制度も所得基準等の要件があり、必要書類を揃えて申請する必要があります。

※申請時期が近くなりましたら、在学学校（中学校又は高校等）から制度の内容や申請方法の案内がありますが、自身でも気をつけていきましょう。

【制度一覧】

教育費	支援制度名及び概要	国公立	私立
①入学料・ 授業料	高等学校等就学支援金制度 ○国が生徒に代わり高等学校等の授業料を負担する制度 <問い合わせ先> 埼玉県教育局 教育総務部 財務課 授業料・奨学金担当 TEL：048-830-6652 	○	○
	入学料減免制度 ○高等学校の入学料を免除する制度	○	—
	私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度 ○県内在住、県内私立高等学校等に通う世帯へ授業料等を補助する制度	—	○
②授業料以外 の教育費	高等学校等奨学のための給付金制度 ○学用品など授業料以外の教育費の一部を給付する制度 <国公立> <私立>  	○	○
	私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度 ○県内在住、県内私立高等学校等に通う世帯へ施設費等を補助する制度 <問い合わせ先> 埼玉県 総務部 学事課 高等学校担当「学費軽減ヘルプデスク」 TEL：048-830-2725 平日 8:30~17:15 	—	○
③教育費全般	埼玉県高等学校等奨学金制度 ○高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度（要返還） <問い合わせ先> 埼玉県教育局 教育総務部 財務課 授業料・奨学金担当 TEL：048-711-7012（コールセンター） 	○	○

◆高等教育の修学支援新制度（国の制度）

国が実施する給付型奨学金と授業料・入学金の免除・減額の、二つの支援があります。一定の要件を満たした、大学・短期大学・大学院・高等専門学校（4年・5年）・専門学校に通う学生等が支援を受けられます。

進学先で学ぶ意欲があることや、世帯収入などの要件を満たしている人が対象になります。詳しくはホームページ等で確認をしてください。

詳しくはLINE公式アカウントへ
「高等教育の修学支援」



◆日本学生支援機構奨学金制度（JASSO）

国が実施する貸与型の奨学金です。大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・大学院に通う学生本人に貸与し、卒業後に学生本人が返還していくものです。

第1種奨学金（無利子）と第2種奨学金（上限3%の利子あり）があります。



★問い合わせ★ 予約採用（進学前の申込み）は進学する前年度に在学している高等学校の窓口
在学採用（進学後の申込み）は進学年度、在籍する学校の奨学金窓口

◆国の教育ローン（日本政策金融公庫）

高校、大学への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。学生一人につき350万円以内を、固定金利（年3.15%…令和7年9月1日現在）（母子家庭・父子家庭または世帯年収（所得）200万円（132万円）以内の方の利率は年2.75%で利用ができ、在学期間内は利息のみの返済とすることができます。

融資には審査が必要です。ご利用の際は時間に余裕をもって必ず出願前に申し込んでください。

★問い合わせ★ 0570-008656（ナビダイヤル） <http://www.jfc.go.jp/>

◆大学の奨学金

各大学では、独自の奨学制度や民間の奨学制度を斡旋しています。大学ごとに利用できる制度は異なりますので、入学を希望する大学の奨学金窓口やホームページにて予め確認が必要となります。

★問い合わせ★ 各大学の奨学金窓口





◆JR通勤定期乗車券の割引制度

児童扶養手当を受けている（全部支給停止の方は除く）世帯の世帯主、又は世帯員が、通勤のためJRを利用する場合、定期乗車券の購入にかかる費用が3割引になります。（学割等との併用はできません） ★問い合わせ★ ネウボラ課 手当医療担当 ☎048-424-9140

◆県営住宅抽選時の優遇制度



内容/ 年4回（1・4・7・11月）の募集期間があります。各募集月1～21日までに申込み、抽選により入居者を決定・登録します。ただし、所得制限等があります。

対象者/①県内在住・在勤 ②県民税・市民税の滞納がない ③現在、民間の賃貸住宅に居住等

※「県営住宅入居者募集案内」は、申請月に市役所2階の建築課又は1階の総合案内にて配布しています。

★問い合わせ★ 埼玉県住宅供給公社入居・相談プラザ ☎048-658-3017

◆国民年金の保険料免除制度

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。原則として前年所得により審査されます。

免除には全額免除制度、一部免除制度（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）があります。免除を受けた期間は保険料を全額納付した時に比べ、将来受け取る年金額は少なくなります。免除などの承認期間が10年であれば、追納（加算あり）ができます。

★問い合わせ★ 保険年金課 年金後期高齢者医療担当 ☎048-424-9151

◆遺族年金

国民年金加入中の夫（妻）が死亡した場合、生計を維持されていた「子のある妻（夫）または「子」に遺族基礎年金が支給されます。厚生年金に加入していた場合は、遺族厚生年金も支給されます。なお、受給のためには国民年金保険料の納付要件、児童の年齢などの条件があります。

★問い合わせ★ 年金事務所または所属の共済組合

（川越年金事務所（旧社会保険事務所）お客様相談室 ☎049-242-2657）

◆税法上の優遇措置

所得税（国税）・市県民税（地方税）のひとり親・^{か り こ う し ゃ}寡婦控除が受けられる場合があります。

★問い合わせ★ 課税課 住民税担当 ☎048-424-9102

◆ニュー福祉定期預金

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受給している世帯が受給者証を添えてゆうちょ銀行に申し出ると、一般の定期預金より高利息で預金（一定額まで）ができます。

◆少額貯蓄非課税制度（新マル優制度）の適用

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受給している世帯が受給者証を添えて金融機関に申し出ると、一定額までの預貯利子が非課税になる場合があります。（取扱っていない銀行もありますのでご確認ください。）

★問い合わせ★ 各金融機関へ



ひとり親のための施設など



◆埼玉県西部母子福祉センター

母子家庭のお母さんが生き生きと暮らせるよう各種の相談をお受けしています。

【生活相談・養育費相談・法律相談・就業相談】

生活してゆくうえでさまざまな疑問や養育費の相談などを受けています。

法律的な解決を必要とする法律相談は、月2回実施しています。

相談は月曜～金曜までの8時30分から17時15分まで。電話または来所。

★問い合わせ★ 坂戸市大字石井 2327-1 西部福祉事務所内

☎049-283-7991

◆（公財）埼玉県ひとり親福祉連合会

就業支援の一環としての「パソコン教室」や「就業支援講習会」、母子家庭の交流を図る「地域別交流会」や「子育て支援セミナー」などを実施しています。

★問い合わせ★ さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎内

☎048-822-1951

◆With You さいたま（埼玉県男女共同参画推進センター）

配偶者やパートナーからの暴力、家族間の問題など様々な相談に応じています。

★問い合わせ★ ☎048-600-3800（様々な悩み）

☎048-600-3700（DV相談）

埼玉県女性・DVチャット相談「たまチャ」

毎週日・水・金曜日 15時～21時（年末年始を除く）

チャット相談で受付しています（相談無料・匿名可） <https://saitama.sodan.chat/>

◆母子生活支援施設

20歳未満のお子さんを育てている母子家庭のお母さんがさまざまな事情により、子育てや生活が困難な時、お子さんと一緒に入所できる施設です。

★問い合わせ★ 子ども家庭支援課 児童相談担当

☎048-424-9124



★相談機関★

◆法テラス埼玉（無料法律相談あり）

離婚や借金などの法的トラブルを解決するために、だれでも、必要な法的支援を受けられるよう設立された公的な機関です。法的トラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を行っています。経済的に余裕の無い方には無料法律相談や、弁護士などの費用の立て替えも行っています。

※無料法律相談は、事前予約制で、時間は1回30分程度です。

無料相談は、1つの問題につき3回まで、収入等の条件があります。

*詳しくは、法テラス埼玉 ☎ 050-3383-5375

法テラス川越 ☎ 050-3383-5377

法テラスのホームページでは、メールでの相談も受付けています。



◆埼玉弁護士会川越支部法律相談センター（有料）

離婚や相続、金銭の貸借などの相談を受付けています。（予約制・30分/5,500円）

★問い合わせ★ ☎049-225-4279

◆養育費・親子交流相談支援センター（無料相談有）※法律相談ではありません

養育費の取り決めや不払いについて電話やメールでの相談を受けています。

★問い合わせ★ ☎03-3980-4108（ご希望でかけなおします）

☎0120-965-419（携帯電話は使えません）

◆埼玉県親子交流支援（無料相談あり）

・親子交流についての相談・・・メール相談、オンライン個別相談（20分）

・親子交流支援事業・・・親子交流への立ち合いなどを実施しています。

★問い合わせ★ ☎045-263-6565（びじっと）

月～木 10時～15時（祝日除く）

visit.contact.japan@gmail.com（びじっと）

★関係機関★

◆さいたま家庭裁判所

離婚、財産分与、養育費等の調停や子の氏変更などの手続きを行っています。

★問い合わせ★ 家事訟廷事務室 ☎048-863-8844・8876

◆公証役場

養育費、慰謝料、財産分与、生活補償費の請求等の約束事について、取り決めた内容を公的な証書に残す手続きをしてくれます。

★問い合わせ★ 川越公証役場 ☎049-224-9454

◆朝霞児童相談所

お子さんの発育・発達・虐待・児童施設への入所など児童全般の相談を受けています。

★問い合わせ★ ☎048-465-4152



◆和光市役所各課のご案内

ネウボラ課・手当医療担当

☎048-424-9140（直通）

- ・離婚や離婚後の生活・子育て・自立に関する相談、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費、子どもの医療費、児童手当の相談や申請をお受けしています。

ネウボラ課・母子保健担当

☎048-424-9087（直通）

- ・乳幼児の健診や発達、母子保健に関係する相談をお受けしています。

子ども家庭支援課・児童相談担当

☎048-424-9124（直通）

- ・子育てに関しての悩み等、困り事がある場合、まずはこちらにご相談ください。

市民活動推進課・相談消費者担当

☎048-424-9129（直通）

- ・離婚や慰謝料など法的なトラブルについて、弁護士による法律相談を行っています。要予約。

地域共生推進課・包括支援担当

☎048-424-9121（直通）

- ・DVに関する相談や支援に関することなどをお受けしています。

生活支援課・保護担当

☎048-424-9122（直通）

- ・病気などで働けず、生活に困っている方の相談をお受けしています。

保険年金課・国民健康保険担当

☎048-424-9127（直通）

- ・国民健康保険の加入・脱退・給付・保健事業に関すること、国民健康保険税についての相談をお受けしています。

保険年金課・年金後期高齢者医療担当

☎048-424-9151（直通）

- ・国民年金の資格・国民年金保険料の免除申請についての相談をお受けしています。

収納課・徴収担当

☎048-424-9105（直通）

- ・市税等の支払いについての相談をお受けしています

保育サポート課・入所相談担当

☎048-424-9130（直通）

- ・保育園の相談や申請、幼稚園の補助金等の取りまとめをしています。

保育施設課・施設整備担当

☎048-424-9131（直通）

- ・学童クラブの相談や申請、児童館・児童センターの利用案内を行っています。

和光市教育支援センター（本町小学校内2階）

☎048-466-8341（直通）

- ・学校生活などにおける、お子さんや保護者の方の悩みの相談や、不登校のお子さんのための適応指導を行っています。

和光市役所代表電話 ☎ 048-464-1111

